

茨城工業高等専門学校における教職員の自家用自動車の業務使用に関する取扱要項の運用について

〔平成 19 年 4 月 1 日〕
校 長 裁 定

茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）における本校教職員の自家用自動車（以下「指定車」という。）の業務使用に関する取扱については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員等の自家用自動車の業務使用に関する取扱要項（以下「取扱要項」という。）に定めるもののほか、この運用の定めるところによる。

1. 登録

指定車を業務のために使用しようとする教職員等は、あらかじめ「指定車登録申請書」により登録の申請をしなければならない。申請事項に変更が生じた場合も同様に申請するものとする。

2. 使用の許可

旅行命令権者は、本校教職員が次の各号の業務に従事するために旅行する場合で、かつ、公用車が使用できないときは、取扱要項第 4 第 2 項によらず指定車の使用を承認することができる。

- (1) 中学校・高等学校を訪問するとき。
- (2) 課外活動等に使用するとき。
- (3) 出前授業、学校説明に使用するとき。
- (4) 学外実習、受入企業訪問に使用するとき
- (5) その他旅行命令権者が指定車による旅行が適当であると認めた業務に使用するとき。

3. 指定車承認の要件

- (1) 教職員等が普通運転免許を取得後 3 年を経過していること
- (2) 自賠償保険に加入していること。
- (3) 自家用自動車の運行によって他人の生命又は身体を害した時の損害賠償については、教職員等を被保険者として、対人賠償保険無制限及び搭乗者保険 1 人につき 1,000 万円以上の自動車保険又は自動車共済（以下「任意保険」という。）契約を締結していること。（人身傷害 1 人につき 1,000 万円以上の契約を締結している場合は、搭乗者保険を締結しているものと見なす。）
- (4) 教職員等が被保険者として、対物賠償保険無制限の任意保険契約を締結していること。
- (5) 任意保険の名義（契約者）は本人に限る。ただし、教職員等と同居する親族名義の任意保険については本人が賠償被保険者に含まれていること。

4. 有料道路等（高速道路を含む）を利用した場合

有料道路等を利用した場合は有料道路料金の実費を支弁する。

有料道路等利用者は、用務終了後速やかに総務課用度係へ立替払請求書に領収書を添付し提出するものとし、これらの提出がなされない場合は、有料道路料金の実費額を支弁しないものとする。

なお、有料道路等の利用については、業務上の必要により経済性かつ合理性を契約担当役が勘案するものとし、これが認められない場合は実費額にかかわらず支弁額を調整するものとする。

5. 日当の額

指定車を利用した場合における日当の額は、公用車を利用した場合と同額とする。

6. 車賃

指定車の使用による車賃は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員等の自家用自動車の業務使用に関する取扱要項第 11 で定める額とする。

附 則

この要項は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。